

フルハーネス型安全帯特別教育 開催ご案内

労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条第 41 号により、高さが 2 m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務については、特別教育を行わなければなりません。



北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

開始 10 分前までに受付けをしてください。

日時 令和 6 年 5 月 15 日 (水) 9:30 ~ 17:05

会場 旭川建設業会館 4 階大会議室

旭川市 5 条通 5 丁目左 10 号 TEL0166-22-5144

2. 講習科目

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 作業に関する知識 | 1 時間 00 分 |
| ② 安全帯に関する知識(墜落制止用器具に関する知識) | 2 時間 00 分 |
| ③ 労働災害の防止に関する知識 | 1 時間 00 分 |
| ④ 関係法令 | 0 時間 30 分 |
| ⑤ 墜落制止用器具の使用等方法等(実技) | 1 時間 30 分 |
| ⑥ 講習時間合計 | 6 時間 00 分 |

3. 時間割

時間	9:30~9:35	9:35~12:00	12:00~13:00	13:00~15:30	15:30~17:00	17:00~17:05
項目	オリエンテーション	講義 (途中休憩 10 分)	昼食休憩	講義 (途中休憩 15 分)	実技	修了確認

4. 受講対象者 満 18 歳以上の方

5. 受講料

受講料(教材費込み) 8,800 円 (消費税込み)

6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「フルハーネス型安全帯特別教育修了証」を交付します。

当支部で他の特別教育を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。

統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

「修了証」は提出していただいた修了証送付用封筒で後日「特定記録」で郵送します。

7. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証(住所が記載されているもの)等
外語籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦 3.0 cm×横 2.5 cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前 6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「修了証送付用封筒」、「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)
封筒に修了証送付希望先の住所、氏名を記入し、244円分の切手を貼り付けて提出してください。
※封筒サイズは A4 用紙を三つ折りにして入るもの(長 3、長 4 封筒 他)

8. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部旭川分会

〒070-0035 旭川市 5 条通 5 丁目左 10 号 旭川建設業会館 1 階 TEL0166-22-5144

次の①、②いずれかの方法でお申込みください。電話、FAX、メール等での受け付けは行っていません。

予約は行っていません。なお、定員に達した場合は申込受け付けを締切りますのでご了承ください。

- ① 窓口持参・・・「7.受講申込みに必要なもの」に記載されているものをすべて揃えて、旭川分会事務局まで持参してください。受け付け完了後、受講券をお渡しします。
- ② 現金書留・・・現金書留封筒に受講料と「7.受講申込みに必要なもの」に記載されているものをすべて同封して旭川分会事務局まで郵送してください。受け付け完了後、受講券を発送します。
※現金書留封筒に書類が入りきらない場合は、書類を別で郵送していただいても構いません。

9. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の 1 週間前ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受け付けを締切りますのでご了承ください。(締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)
- ② **原則として受け付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。
- ③ 証明写真(カラー、縦 3.0 cm×横 2.5 cm、裏面に氏名記入) 1 枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が 30 名以上となる場合は、個別開催に応じますのでご相談ください。

10. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始 15 分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始 15 分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は 60 分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお

持ちください。

- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートホン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑨ 実技でフルハーネス型安全帯を着用しますので、動きやすい服装にしてください。

11. 旧姓又は通称の併記について

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。